

## 第2部 景観形成の進め方



## 2-1 景観形成の展開

### (1) 主体ごとの役割と連携

#### ① 主体ごとの役割

「市民等」、「事業者」、「活動団体」、「専門家」、「教育機関」、「行政」といった景観形成に関係する各主体が、次に示すそれぞれの役割を認識し、景観形成の取組を実践していきます。

#### 【市民（個人・地域）の役割】

市内に居住する人、市内の企業で働く人や市内の大学等に通う学生など

- 市民一人ひとりが景観づくりの主役であり、住まいや庭先の緑のしつらえなどの積み重ねが、地域全体の景観を構成していることを認識します。
- 日常の暮らしの中で景観に関心を持ち、景観について学び、考え、良好な景観の形成に関する理解を深めながら、積極的に景観づくりに参加します。
- 自宅周辺や地域の美化・緑化などの景観形成活動に参加するなど、身近な景観形成に努めます。
- 行政や市民活動団体等が実施する良好な景観の形成に関する施策や取組に協力します。
- 市民相互が良好な景観の形成に対する理解を深め、継続的に協力して景観づくりに取り組みます。
- 各地域で景観の将来像や景観形成の方向性を共有し、地域ごとの特徴に応じた良好な景観形成のためのルールづくりなどに積極的に取り組みます。

#### 【事業者の役割】

企業活動や開発事業を行う者

- 事業者の建物や事業活動は西宮市の景観の構成要素の一つであることを認識し、建築行為や開発行為、事業活動等を行う際には、地域の景観との調和や良好な景観の形成に配慮した事業計画を立案して取り組むよう努めます。
- 事業者は市民の一員であることを認識し、店舗・事業所周辺の美化に努めるとともに、地域の景観形成活動への参加などを通じて良好な景観の形成や地域の活性化の取組に協力します。
- 市民との信頼関係を深め、行政の景観に係わる計画や施策に対して積極的に協力し、市民等及び行政との協働による景観形成に努めます。

#### 【活動団体の役割】

NPO法人や民間団体などの団体

- 各活動団体は、それぞれの活動の中で、良好な景観の形成に貢献するよう努めます。
- 活動の成果を積極的に公開・発表するなど、市民等の景観に対する意識啓発を図りながら、より多くの市民等を巻き込み、持続的な活動へとつなげていきます。
- 他の活動団体との情報交換や意見交換等の交流を通じて、さらなる活動の展開に努めます。
- 行政の景観に係わる計画や施策に対して積極的に協力し、市民等・事業者・行政の「つなぎ役」・「牽引役」として、三者が行う取組を支援するよう努めます。

## 【専門家の役割】

大学教員やコンサルタントなど

- 景観に関する専門家は、その専門的な知識や経験を活かし、市民等や事業者、市民活動団体などが行う良好な景観づくりの取組の指導的役割を担います。
- 西宮市都市景観・屋外広告物審議会及び同審議会景観アドバイザー部に属する専門家は、良好な景観の形成にあたって必要となる施策や、建築・開発行為等におけるまちなみとの調和や景観向上のための計画やデザインについて、助言・指導を行います。
- 建築や自然、環境、歴史・文化、まちづくりなど、西宮市の景観形成に関連する各分野の専門家は、各々の分野から西宮市の景観についての調査・研究を推進するとともに、相互に協力して、西宮市の景観のさらなる価値や魅力の解明や市民等への伝達に継続的に努めます。

## 【教育機関の役割】

小中学校や高校、大学など

- 小中学校や高校、大学等の教育機関は次代を担う子どもや若者たちに対し、西宮の景観の成り立ちや特徴を分かりやすく教えるとともに、自分たちが暮らす地域の景観の価値や魅力の発見につながる教育を行います。
- 公開講座や生涯学習の場などにおいて、市民や事業者を対象に景観学習を実施し、良好な景観の形成に対する意識啓発に取り組みます。

## 【行政の役割】

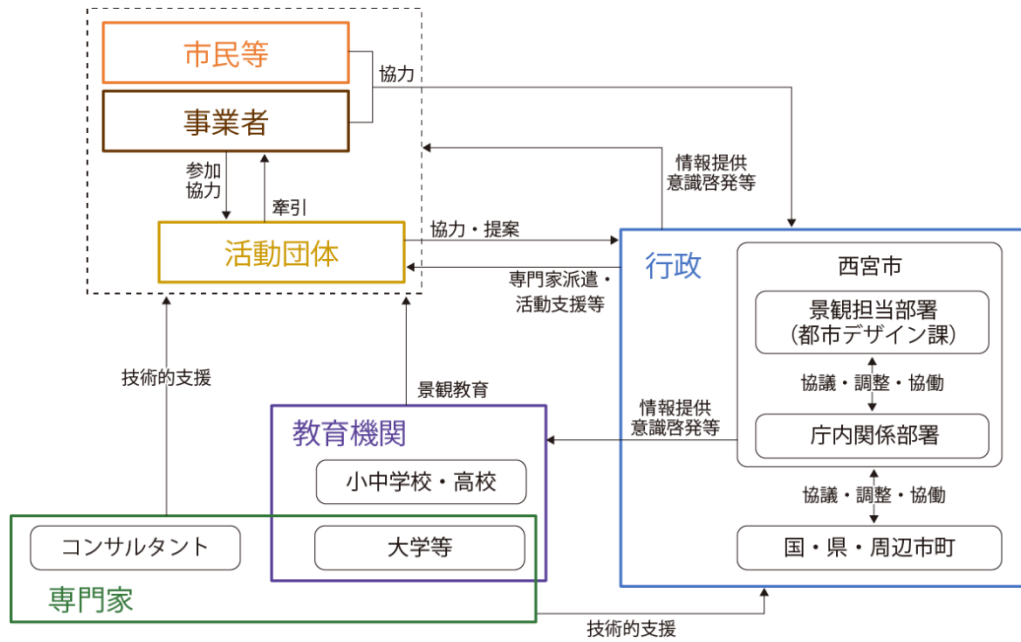
市・県・国及びその関係機関

- 市全域における良好な景観の形成を推進するための総合的な施策を立案し、自然環境・建築・土木・歴史・文化などの分野で横断的によりよい景観づくりに取り組みます。
- 景観形成に関する事業や計画の展開にあたっては、市民や事業者等の意見を聴きながら実施します。
- 公共施設の整備や維持管理などを通じて公共空間の景観の向上を図り、市民や事業者に対して、良好な景観の形成の模範となるような先導的な役割を果たします。
- 本計画の内容の積極的な広報・周知、景観学習の推進、良好な建築物等や活動への表彰などを通じて、市民、事業者等への景観づくりに対する意識啓発等に努めます。
- 市民等や事業者、市民活動団体による主体的かつ積極的な景観づくりの取組が進められるよう、情報提供や必要な制度・事業の整備、技術的な支援などの必要な措置を講じるよう努めます。
- 関係する多様な主体との協働による景観まちづくりを推進するための体制を整えます。
- 庁内関係部署をはじめ、国、県、周辺市町等の関係行政機関との連携を図り、協力して良好な景観づくりに取り組みます。

## ② 主体間の連携

景観形成にあたっては、景観形成に関わる各主体が連携・協力して取り組む必要があります。前項で示した役割を踏まえ、次図のような連携体制を築いていきます。

### ● 主体間の連携イメージ



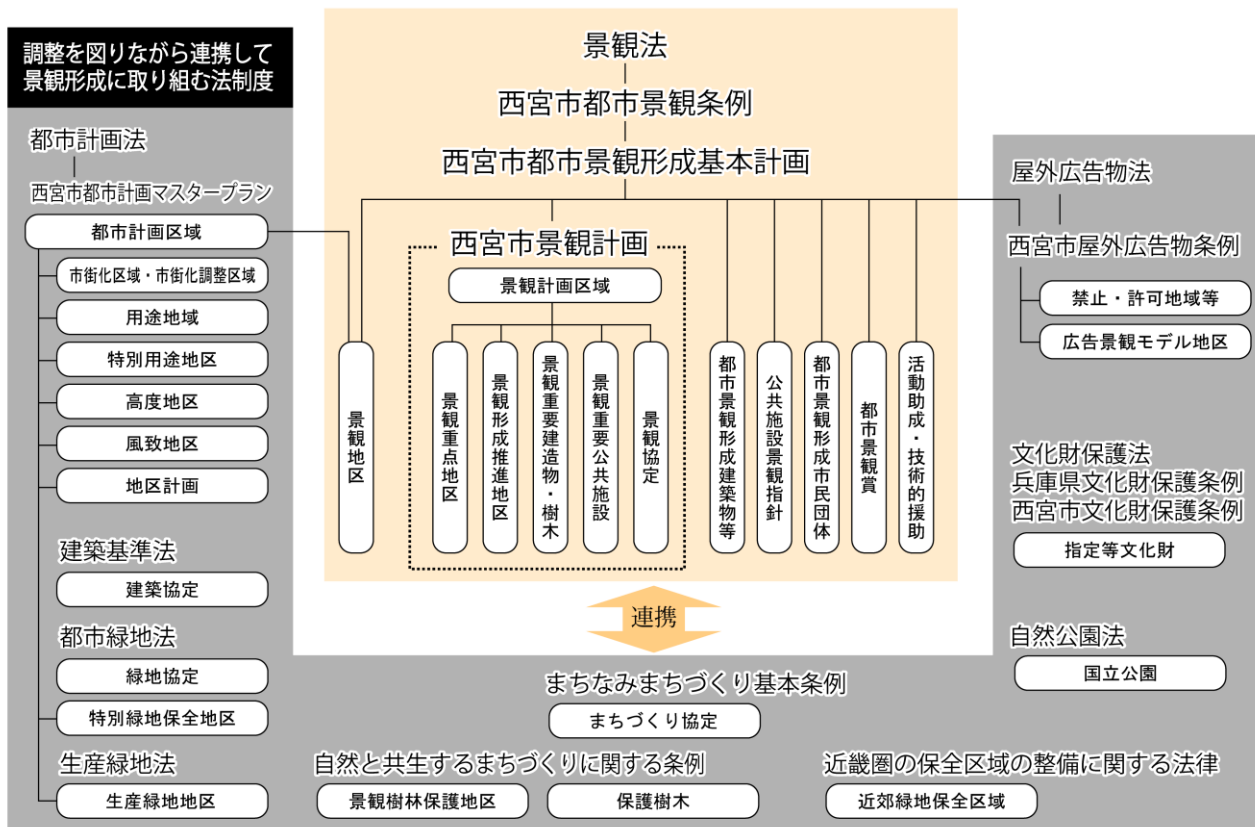
## (2) 景観形成の展開方法

景観形成には、景観法や西宮市都市景観条例などの景観に直接関連する法制度だけでなく、さまざまな制度が関係します。

都市計画法による用途地域や特別用途地区などの土地利用計画制度や風致地区、高度地区などは、建築物等の用途や高さ、容積率などを規定し、これらによって景観のベースが形成されます。そして、その上に、地区計画や景観重点地区、建築協定、緑地協定、まちづくり協定などによる個別の地区特性に応じた景観の保全・形成や、屋外広告物法・西宮市屋外広告物条例による土地利用ごとの景観特性に応じた屋外広告物のコントロールが行われています。また、自然と共生するまちづくりに関する条例に基づく景観樹林保護地区や保護樹木、文化財保護法令に基づく指定等文化財などによって、地域固有の景観資源の保全が図られています。

したがって、関連部局と景観形成の方向性を共有し、これらの各制度との連携を図りながら景観形成の取組を展開していくことを基本とします。

### ● 西宮市の景観形成に係る主な法令・制度



西宮市における景観形成は、「基盤となる景観形成」、「重点的な景観形成」、「景観形成活動の推進」の3層で構成し、それらの景観形成の施策・取組を各種制度等によって支えながら展開します。

**【基盤となる景観形成】**

市全域を対象に、西宮らしい景観をまもり、つくり、育てるために、最低限必要となる規制・誘導を図るものです。景観ゾーンや景観エリアの特徴を踏まえた上で、景観への影響の大きい大規模行為の景観形成、屋外広告物等の景観形成、公共施設の景観形成を実施します。

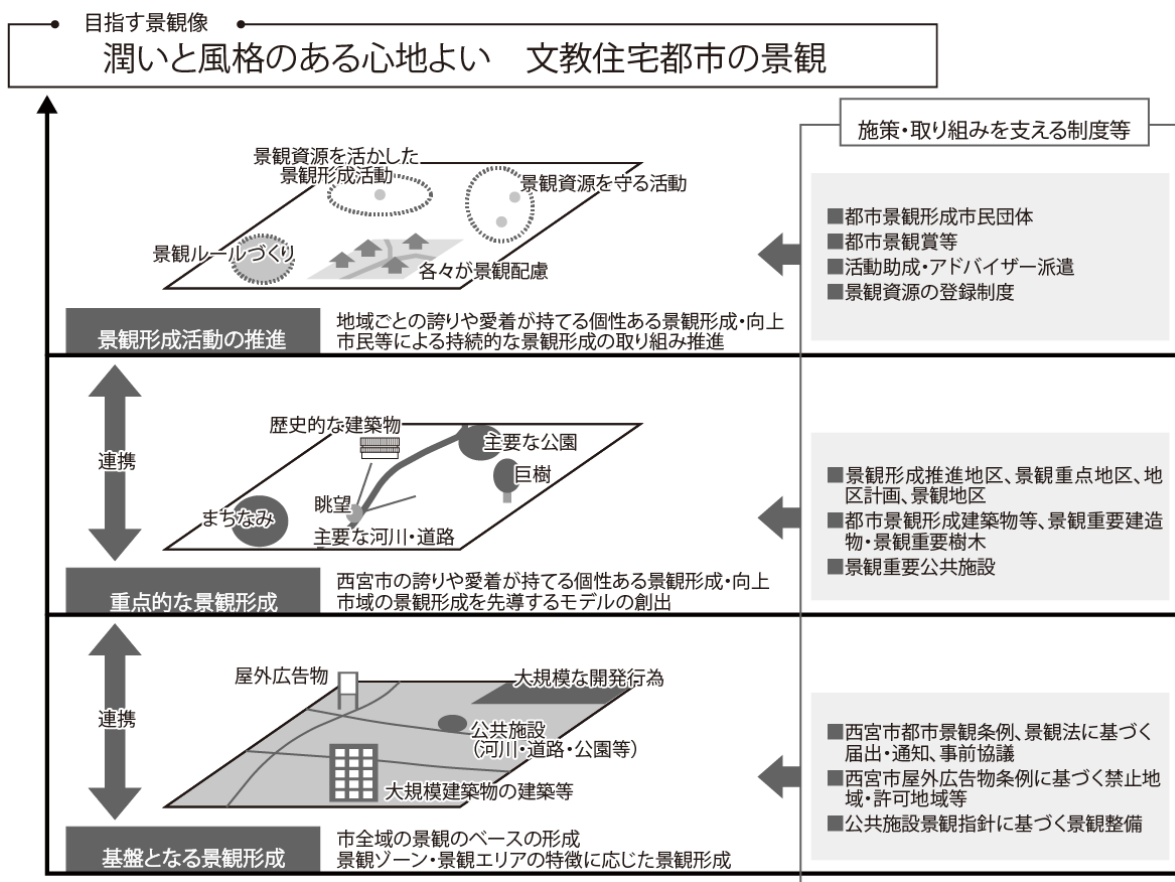
**【重点的な景観形成】**

特に重点的・優先的に景観形成を図ることにより、西宮市の誇りや愛着が持てる個性ある景観形成や向上、市域の景観形成を先導するモデルの創出を図るものです。景観上重要な地区の景観形成、景観上重要な建造物や樹木等の景観形成、「にしのみや」らしさを感じられる眺望景観の保全・活用、地域の顔となる重要な公共施設の景観形成を実施します。

**【景観形成活動の推進】**

市民等による主体的な景観形成活動を推進し、地域ごとの個性豊かな景観形成を図るものです。意識啓発や取組支援等を通じて、地域ごとの景観ルールづくりや景観資源の保全・活用などを促します。

● 景観形成の進め方



## 2-2 基盤となる景観形成

---

### (1) 大規模行為の景観形成

#### 【大規模行為の景観形成の必要性】

大規模な建築物・工作物の建築等や開発行為は、周辺の景観に大きな影響を与えるものとなります。景観への配慮なしに行為が行われると、人々に親しまれてきた山や海などへの眺めを遮ったり、無機質・無表情で圧迫感を与える景観となったり、まちなみの連続性やスカイラインを分断してしまうなど、これまでの良好な景観を一変させてしまう場合もあります。したがって、周辺との調和に配慮した規模や配置、形態・意匠・色彩等を用い、敷地内における季節感のある効果的な緑化や施設配置などの工夫をすることが求められます。

一方で、景観に与える影響が大きいということは、良好な景観形成の推進・展開のための新たな機会とも捉えることができます。良好な景観形成の先導的事例とすることで、西宮市の都市イメージの向上や、より良い地域景観へ誘導する要素となることが求められます。

#### 【大規模行為の景観形成の方法】

##### <行為の届出>

景観法に基づく景観計画により、西宮市全域（景観地区、景観重点地区、景観形成推進地区等の一部区域を除く区域：一般地区）を対象に、一定規模以上の建築物の建築等・工作物の建設等、開発行為にあたっては、事前の届出と協議を義務づけて、景観の規制・誘導を図ります。なお、行為の届出は、西宮市景観条例に基づく届出と景観法に基づく届出の2段階で行うこととしています。これは、大規模行為は、早い段階に事業者と行政が話し合い、両者が一体となって美しい景観形成を図ることが求められるためであり、前者は計画段階での事前協議制度にあたります。

##### <良好な景観形成のための基準への適合>

大規模行為を行う際には、西宮市景観計画に定める良好な景観形成のための基準への適合を義務付けます。市が景観デザイン相談員による助言・指導が必要と判断した行為については、建築、ランドスケープ、色彩やデザイン等についての技術的なアドバイスをを行います。また、景観形成基準に適合しないと認められる場合には、市は必要な措置をとるよう助言・指導や勧告・変更命令等を行い、景観の規制・誘導を図ります。

##### <特定行為の景観誘導>

大規模行為の中でも、特に規模が大きいもの（特定行為）については、西宮市都市景観・屋外広告物審議会に設置する景観アドバイザー一部会の助言・指導を受けることにより、地域の良好な景観拠点の形成を図ります。



## (2) 屋外広告物の景観形成

### 【屋外広告物の景観形成の必要性】

屋外広告物は、商業などの事業活動に欠かせないものである一方で、無制限・無秩序に掲出されると良好な景観が損なわれ、都市・地域の魅力の減退をまねきかねません。現に駅前や幹線道路沿道などでは、数多くの屋外広告物が乱立し、景観のみならず安全性や広告物相互の認知性を阻害している地域も見られます。

屋外広告物の禁止・許可制度などを活用しながら周囲の景観と調和した節度あるデザインによる屋外広告物の掲出や地域の個性を活かした良質な屋外広告物の掲出を誘導し、魅力と活力を感じられる景観の創出を図ることが求められます。

### 【屋外広告物の景観形成の方法】

#### <禁止地域・許可地域等による規制・誘導>

市では、平成 28 年に景観計画の広告物基準に即した西宮市屋外広告物条例の改正を行っており、これに基づき規制・誘導を行っています。今後も、西宮市屋外広告物条例に基づく禁止地域・禁止物件の設定、屋外広告物の位置や形状、面積、材料、色彩、意匠などの許可基準に基づく許可制度等を通じて、より良い広告景観の形成を目指します。

#### <維持・管理>

G I S と連動した台帳・目録作成などを通じて、違反広告物の是正や撤去、適切なメンテナンスなどの維持・管理のための仕組みづくりを検討していきます。

#### <公共広告物・サイン>

公共広告物・サインの設置にあたっては、「公共サインデザインマニュアル」に基づき、景観に十分配慮した案内性の高い広告物・サインの掲出を行います。また、必要に応じて「公共サインデザインマニュアル」の改正も検討していきます。

### (3) 公共施設の景観形成

#### 【公共施設の景観形成の必要性】

建築物や工作物と同様、公共施設も景観の重要な要素となります。

公共施設のうち、道路や河川、港湾、公園緑地などの都市基盤施設は、日常的に多くの人々に利用され、目に触れるものであることから、安全性や快適性だけでなく、地域の個性を反映した良好な景観を形成していきます。また、これらの公共施設の質の向上をとおして、市民等の景観に対する意識啓発を図ります。

#### 【公共施設の景観形成の方法】

##### <行為の通知>

国の機関又は地方公共団体が行う行為については、大規模行為の実施にあたっては、あらかじめ市長にその旨を通知し協議することを義務付けています。また、この行為の通知も民間事業者の届出と同様に、西宮市景観条例に基づく通知の後に、景観法に基づく通知の2段階で行うこととし、計画段階からの十分な事前協議を行うものとします。

##### <西宮市公共施設景観指針への適合>

西宮市では、「道路・橋梁」「公園・緑地」「河川・水路」及びこれらに付属する施設などの景観デザインの考え方や手法を示した「西宮市公共施設景観指針」（平成25年7月）と、同指針の内容を解説する「西宮市公共施設景観デザインマニュアル」（平成26年3月）を作成しています。これらについては、本計画を踏まえ、より充実した内容へと改訂していきます。

市が行う事業は、「西宮市公共施設景観指針」に適合するよう努めることとし、国・県などが行う事業についても、同指針に適合させるよう要請していきます。なお、同指針の対象となっていない公共建築物等の公共施設については、大規模建築物等の景観形成指針・景観形成基準を準用します。

公共施設の整備等にあたっては、市民等に親しまれる施設整備に努めるとともに、必要に応じて西宮市都市景観・屋外広告物審議会のもとに設置する景観アドバイザー部会の助言・指導を受けることにより、デザインの向上を図ります。

※特に重要な公共施設については、景観重要公共施設に位置付けて景観の整備を推進します。

➡ 2-3(4) 参照

## 2-3 重点的な景観形成

---

### (1) 景観上重要な地区における景観形成

#### 【景観上重要な地区における景観形成の必要性】

文教住宅都市である本市において、「にしのみや」らしい「潤いと落ち着きのある緑豊かな住宅景観」のイメージが共有できていないことが大きな課題であることから、まずはそのモデルをしっかりと作り上げ、共有していくことが求められます。

また、自然と調和した良好な景観が形成されている地区や歴史的なまちなみ・伝統文化を残す地区などの「特色ある景観を保全・再生する地区」、駅前や幹線道路の沿道などの「地域の顔として景観を整える地区」、新たな住宅開発地区などの「新しい景観を創出する地区」は、各地域の個性を反映した景観形成の拠点やモデルとなる地区であり、景観形成の考え方や方法を市全域に共有していくことや、住宅景観を中心とした西宮の中に多様な魅力を創り出していくことが期待されます。

#### 【景観上重要な地区における景観形成のための施策】

景観の特徴や地区の実情等に応じて、「景観形成推進地区」（新設）、「景観重点地区」、「地区計画」、「景観地区」などの各制度の活用を促進するとともに、景観整備に係る各種事業等を重点的に実施し、制度と事業の両輪により、効果的な景観形成を推進していきます。

#### <景観形成推進地区>

景観特性を活かし、積極的に景観形成を図っていく必要のある景観上重要な地区については、「景観形成推進地区」に指定します。同地区においては、地区ごとに定める規模以上の建築行為・開発行為にあたっては、事前に届出を義務づけ、「景観形成推進地区景観形成指針」に基づき、景観の規制・誘導を図り、将来的な景観重点地区の指定を目指します。

#### <景観重点地区>

「景観形成推進地区」よりも、より積極的に景観形成を図っていく必要がある景観上特に重要な地区については、地区住民の合意のもとに「景観重点地区」に指定します。同地区においては、地区ごとに定める規模以上の建築行為・開発行為にあたっては、事前に届出を義務づけ、「景観重点地区景観形成指針・基準」に基づいて景観の誘導・規制を図ります。

#### <地区計画>

地区施設の整備や土地利用等を含めた総合的な視点からの景観形成が特に必要な地区については、都市計画で「地区計画」を定めます。同地区においては、建築行為・開発行為にあたっては、事前に届出を義務づけ、「地区整備計画」に定める基準に基づいて規制・誘導を行うことで、良好な景観形成を図ります。

また、地区計画、景観重点地区を補完するルールとして、西宮市まちなみまちづくり基本条例に基づく「まちづくり協定」の活用を促進します。

## <景観地区>

西宮市を象徴する景観上極めて重要な地区については、都市計画で「景観地区」を定めます。同地区においては、認定・許可制度により建築物・工作物の形態意匠の規制を行うことで、良好な景観形成を図ります。

## <その他協定等>

「景観協定」、「建築協定」、「緑地協定」等の各種協定については、将来的に「景観重点地区」や「地区計画」等に移行することを視野にいれながら、市民等による景観形成のきっかけづくりとして活用します。現在既に協定を締結している地区については、順次「景観重点地区」や「地区計画」等への移行の検討を進めます。

### ● 景観上重要な地区における景観形成のために積極的な活用を促進する制度

名称	根拠法令等	特徴
景観形成推進地区	西宮市都市景観条例 景観法	・景観特性を活かし、積極的に景観形成を図っていく必要がある地区を、市が指定します。 ・西宮市都市景観条例と景観法に基づく届出制度により景観誘導を図ります。
景観重点地区	西宮市都市景観条例 景観法	・景観上特に重要な地区を、地区住民等の合意形成のもとに、市が指定します。 ・西宮市都市景観条例と景観法に基づく届出制度により景観誘導を図ります。
地区計画	都市計画法	・地区施設の整備や土地利用等を含めた総合的な視点からの景観形成が特に必要な地区を、地区住民等の合意形成のもとに、市が都市計画に定めます。 ・地区施設の整備及び建築物等の整備、土地の利用等を総合的に計画した「地区整備計画」に基づき、建築行為や開発行為を適正に規制・誘導することで、良好な景観形成を図ります。
景観地区	景観法	・市の中でも景観上極めて重要な地区を、地区住民等の合意形成のもとに、市が都市計画に定めます。 ・建築物等の形態や色彩その他の意匠といった裁量性が求められる事柄について担保力の強い認定制度により、きめ細かな景観の保全・形成を図ります。

### 関西学院周辺地区 ～景観地区、地区計画の活用～

関西学院周辺地区では、令和2年6月に景観地区と地区計画を都市計画決定しました。

関西学院周辺地区は、甲山山麓の上ヶ原台地に立地し、関西学院西宮上ヶ原キャンパスのスパニッシュ・ミッション・スタイルにより統一された美しい建築物群や学園花通りから正門、中央広場、時計台、甲山を見通す眺望など、西宮市を代表する景観が見られます。また、周辺には緑豊かでゆとりがある閑静な住宅地が広がり、キャンパスと一体となって文教住宅都市西宮のイメージを体現する景観が形成されています。

このような景観を保全・育成し、文教住宅都市としての西宮市のイメージの継承と向上を図ることを目的として、景観地区による建築物・工作物の形態意匠の誘導や緑化の推進等と、地区計画による適切な土地利用の誘導等の両輪により、良好な景観保全と形成を推進しています。

なお、令和元年8月には、時計台（大学博物館、学院史編纂室）及び中央広場と、ランバス記念礼拝堂を景観重要建造物にも指定しています。



## (2) 景観上重要な建造物や樹木等の保全

### 【景観上重要な建造物や樹木等の保全の必要性】

伝統的な建築様式で歴史的価値が高い建造物や文教住宅都市のイメージを形成する近代洋風建築、地域に親しまれ、シンボルになっている建造物、また、巨樹・巨木や寺社の寺叢・社叢などは、景観のランドマークやアクセントとなり、その歴史・文化的な背景と相俟って景観に深みと奥行きを与えます。

これらは、都市や地域において、誇りや愛着が持てる個性ある景観を形成するための重要な要素となり得るものであることから、適切に保全し、景観の核として育てていくことが求められます。

### 【景観上重要な建造物や樹木等の保全のための施策】

西宮市の景観を特徴づける特に重要な建造物や樹木等について、「都市景観形成建築物等」「景観重要建造物・景観重要樹木」「保護樹木」「景観樹林保護地区」「指定等文化財」などの各種制度を活用して、積極的に保全を図ります。

市では、調査や専門家の意見、所有者や市民活動団体等からの提案を踏まえながら、保全のための各種制度による指定等を継続的に検討するとともに、指定した建造物等については、修復や保全のための助成や技術的支援を行います。

### ● 景観上重要な建造物や樹木等の保全のために積極的な活用を促進する制度

名称	根拠法令等	特徴
都市景観形成建築物等	西宮市都市景観条例	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市景観の形成を図るうえで重要な価値があると認める建築物又は工作物（これらの敷地や敷地内の他の建築物、工作物、木竹等を含む）を市が指定します。</li> <li>指定物件についての保全計画を定め、現状変更にあたっては届出を義務付け、保全計画に適合するよう助言・指導を行います。</li> </ul>
景観重要建造物 景観重要樹木	景観法 西宮市都市景観条例	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の個性ある景観づくりの核として、その維持・保全及び継承を図るために、地域の景観上特に重要な建造物（建築物及び工作物）や特に重要な樹木を、景観計画に定める指定の方針に即して、市が指定します。</li> <li>現状変更にあたっては許可を受ける必要があります。また、条例に定める管理基準に従い適切に管理する必要があります。</li> </ul>
保護樹木	自然と共生するまちづくりに 関する条例	<ul style="list-style-type: none"> <li>市街地又はその周辺に所在する樹木で、美観風致を維持するために保全することが必要であると認めるものを西宮市が指定します。</li> <li>保護樹木に対して影響を与える建築物・工作物の建築等や保護樹木の伐採、損傷、移植をする場合には届出を義務付け、必要な措置について指導・勧告を行います。</li> </ul>
景観樹林保護地区	自然と共生するまちづくりに 関する条例	<ul style="list-style-type: none"> <li>市街地又はその周辺の景観の優れた樹林の所在する地域であって、良好な自然環境の確保と市街地における美観風致を維持するために保全することが必要であると認めるものを西宮市が指定します。</li> <li>地区内で建築物や工作物の建築等や木竹の伐採などの自然環境の保全に影響を及ぼすおそれのある行為を行う場合には届出を義務付け、必要な措置について指導・勧告を行います。</li> </ul>
指定等文化財 (有形文化財 天然記念物等)	文化財保護法 兵庫県文化財保護条例 西宮市文化財保護条例	<ul style="list-style-type: none"> <li>歴史上・芸術上価値の高い建造物や学術上価値の高い植物などを対象に、国・県・市が指定や登録を行います。</li> <li>現状変更にあたっては、指定文化財は許可制、登録文化財は届出制により保護を図ります。</li> </ul>

### (3) 「にしのみや」らしさを感じられる眺望景観の保全・活用

#### 【「にしのみや」らしさを感じられる眺望景観の保全・活用の必要性】

多くの人々が住みたい、住み続けたいと思う魅力的な生活環境を維持・向上していくためには、西宮市の景観の魅力をつかりやすく感じられるものにしていく必要があります。そのためには、西宮市の景観構造や、自然環境や歴史・文化環境、社会環境の関係を理解し、良好に保全・継承していくことが重要となります。

眺望景観はそれらを共有できる最もつかりやすい対象のひとつであり、市内外の人々が抱く西宮市の都市イメージに直結し得るものです。したがって、「にしのみや」らしさを感じられる眺望景観を適切に保全し、生活資源・観光資源としての積極的な活用並びに西宮市の都市イメージのより一層の向上を図ることが求められます。

#### 【「にしのみや」らしさを感じられる眺望景観の保全・活用のための施策】

「にしのみや」らしさを感じられる眺望景観については、西宮市都市景観条例に基づく景観形成推進地区や景観重点地区などを活用するとともに、関連する各種制度との連携のもとに視点場・視対象・眺望空間のそれぞれの景観形成を進め、眺望景観の保全を図ります。

#### <眺望景観の保全・形成のための主な措置の例>

- ・景観形成推進地区や景観重点地区、地区計画等を活用した視点場や眺望空間の保全・形成
- ・屋外広告物条例に基づく屋上広告物をはじめとした屋外広告物の規制・誘導による眺望空間の保全
- ・高度地区との連携による眺望空間の保全
- ・生産緑地地区や各種農業施策との連携による広がりのある眺望景観を創り出す農空間（眺望空間）の保全
- ・自然公園や都市公園との連携による視対象となる六甲山系の山並みや甲山の自然環境の保全や視点場の景観形成
- ・景観上重要な建造物・樹木等の保全のための各種制度（前項参照）の活用による、視対象となる景観資源の保全・形成

市では、市民等や市民活動団体などから「にしのみや」らしさを感じられる眺望景観の提案募集を継続的に行うとともに、眺望景観に関する情報発信や選定制度の創設などを通じた保全・活用のための意識啓発や戦略的な保全・活用施策の展開につなげていきます。

## (4) 地域の顔となる重要な公共施設の景観形成

### 【地域の顔となる重要な公共施設の景観形成の必要性】

公共施設の中でも、市域内外の多くの人々に利用され、都市や地域の顔となるような重要な道路、公園などの都市基盤施設については、良好な居住環境の形成のみならず、西宮市の都市イメージや誇りや愛着が持てる個性ある景観の形成にとって、特に重要な役割を果たすものであることから、重点的に景観形成を図っていくことが求められます。

### 【地域の顔となる重要な公共施設の景観形成のための施策】

本市の景観構造の骨格を成し、地域の顔となる重要な道路・河川・都市公園・海岸・港湾を対象に、景観重要公共施設の候補を選定して、当該公共施設管理者との協議・同意に基づき、景観重要公共施設として位置付けることを検討します。

なお、景観重要公共施設については、景観計画において整備に関する事項を定め、それらに基づいて、公共施設とその周辺の土地利用の調和を図りながら、良好な景観形成を推進します。

## 2-4 景観形成活動の推進

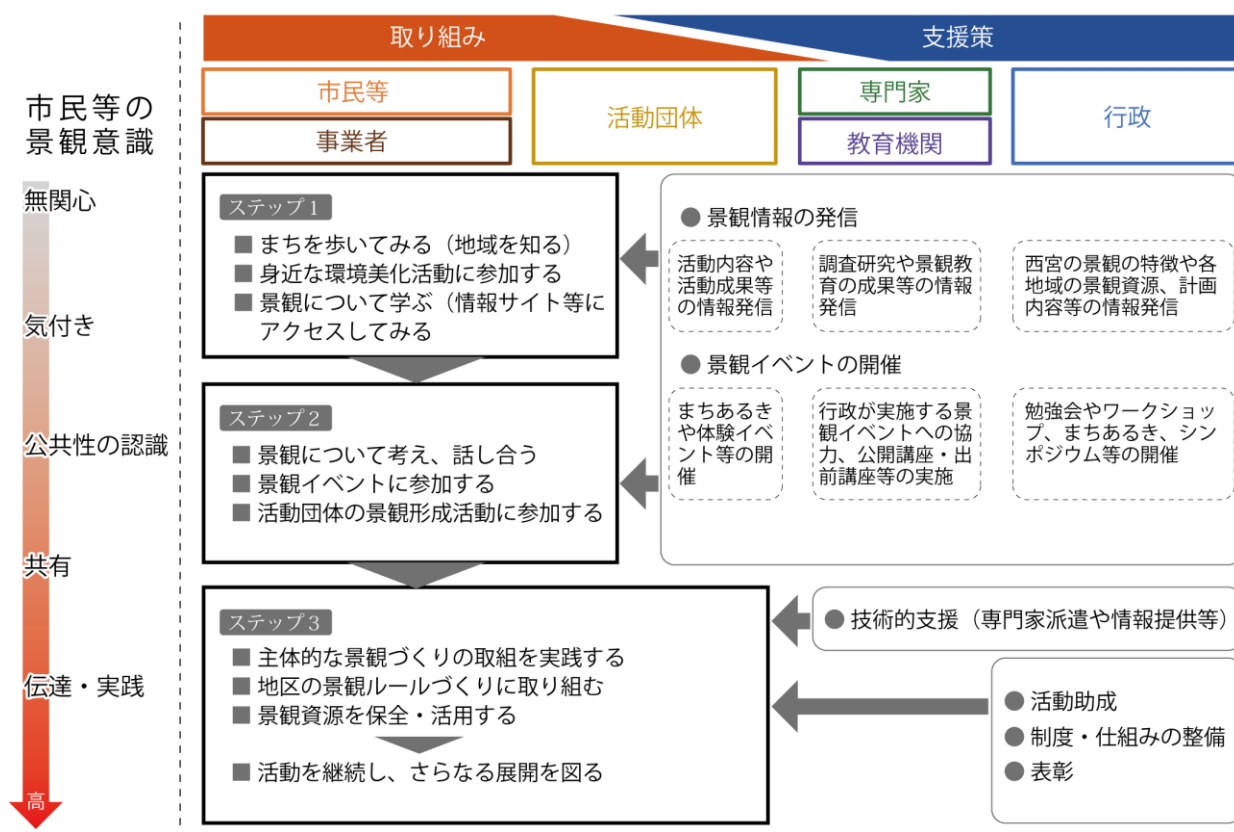
### (1) 活動推進に向けた展開イメージ

景観形成は長期にわたって持続的に取り組んでいくことが大切です。

市民等の景観意識には、景観を意識していない「無関心」、景観を意識化する「気づき」、景観はみんなのものであるという「公共性の認識」、景観は自分たちのものであるという景観の「共有」、市民等が自ら啓発者となって伝えていくとともに、実践していく「伝達・実践」の5つの段階があります。

市民等が主体となって、さまざまな形で景観形成に取り組んでいけるよう、市民等の景観意識の熟度に応じた各種支援策を実施していきます。

#### ● 市民等の景観意識に基づく段階的な景観形成の展開



まちを歩いてみる  
(まちあるきイベントなど)



景観について学ぶ  
(高校生向け景観出前講座  
など)



景観について考え、話し合う  
(ワークショップなど)



地区の景観づくりに取り組む  
(ガイドライン作成やまちづくり協定の  
締結など)



## (2) 行政による支援方策

### ① 継続的で分かりやすい啓発

ステップ1～2

多くの市民等に景観形成への興味や関心を抱いてもらい、さまざまな形で関わっていく意識をもってもらうため、情報発信やイベント開催等のさまざまな取り組みを実施します。

- 市広報や市ホームページ、各種パンフレット等を活用した情報発信
- 参加・体験型イベントやシンポジウムや景観写真展等の普及啓発イベントの開催・協力
- 本計画や景観計画の内容を分かりやすく解説するためのガイドラインや手引きの作成

### ② 景観形成を担う人材の育成

ステップ1～2

景観形成を担う人材育成を図るため、さまざまな主体に対して、景観に関する学習機会を提供していきます。特に、次世代を担う子ども向けの事業や総合学習との連携などにより、子どもの頃から景観やまちなみに関する意識をもてる取り組みを行います。

- 学校教育や生涯学習等と連携した景観教育の実施
- 市民等を対象とした勉強会、研究会の開催、出前講座の実施

### ③ 景観資源の保全・活用の促進

ステップ2～3

景観資源のデータベース化を図り、市民等による自発的な活動のきっかけとなる景観資源情報を多様な形で発信します。また、景観資源と保全・活用の取組をセットで登録し、継続的な保全・活用の取組を積極的に支援していただけるような新たな価値づけ制度の創設を検討します。

- データベース化を行った景観資源の情報の公開・発信等の実施
- 「(仮称)西宮景観資産」制度の検討

### ④ 活動団体の認定と活動の支援

ステップ3

優れた都市景観の形成を目的として活動する市民団体を都市景観形成市民団体に認定し、その活動を積極的に支援します。

- 都市景観形成市民団体の認定、認定団体に対する専門家派遣や情報提供、活動助成等
- 活動内容に応じたさまざまな関連法制度を活用した活動支援（広告景観モデル地区など）

### ⑤ 景観形成に向けたまちづくりの支援

ステップ3

地区計画、景観重点地区指定、まちづくり協定の指定に向けたルール作りに取り組む地域の活動を積極的に支援します。

- 地域へ専門家の派遣、活動助成、情報提供の実施

### ⑥ 美しい景観形成に寄与する建築物や景観形成活動等への表彰

ステップ3

景観形成に対する市民等の意欲の向上を促すため、優れた景観や景観形成活動等を表彰し、広く周知する取組を進めます。

- 西宮市都市景観賞
- 受賞した建築物や活動等の景観情報サイトやパンフレット等を用いた周知